

手取り月 50 万円はあたりまえ！適正雇用を拡大する 労働者供給事業登録説明会

○と き 3 月 31 日（日）午前 9 時～12 時 30 分（遅刻・早退不可）

○と ころ 神奈川土建座間海老名支部組合事務所 1F
(座間市西栗原 1-7-33)

○参加資格 組合員本人（事業主・一人親方・社員など階層、職種も問いません）

○申込方法 下記に記入して Fax・メール・持参・郵送のいずれかで

組合では組合員の賃金など労働条件を改善するため、厚生労働大臣より「労働者供給事業」の許可を取得しました。

「労働者供給事業」は、労働組合だけが実施できる事業で、いまの賃金・労働条件よりも良い条件で組合員を建設会社に供給する事業です。法律どおりに労働時間が管理され残業代もしっかりと支給されます。

すでに、2018 年 7 月から（株）青木工務店（写真上）の現場に組合員を送り出し、2019 年 1 月も（写真下）継続して目黒区の現場に送り出しています。

この事業に登録するには、登録説明会に参加する必要があります。ぜひご参加ください！



名前		職種	
携帯電話		経験年数	
所属組合・支部			

F A X : 046-255-3215 メール : zamaebina@kanagawa-doken.or.jp

神奈川土建座間海老名支部
☎046-255-3215